



### 男性の育児休業取得状況

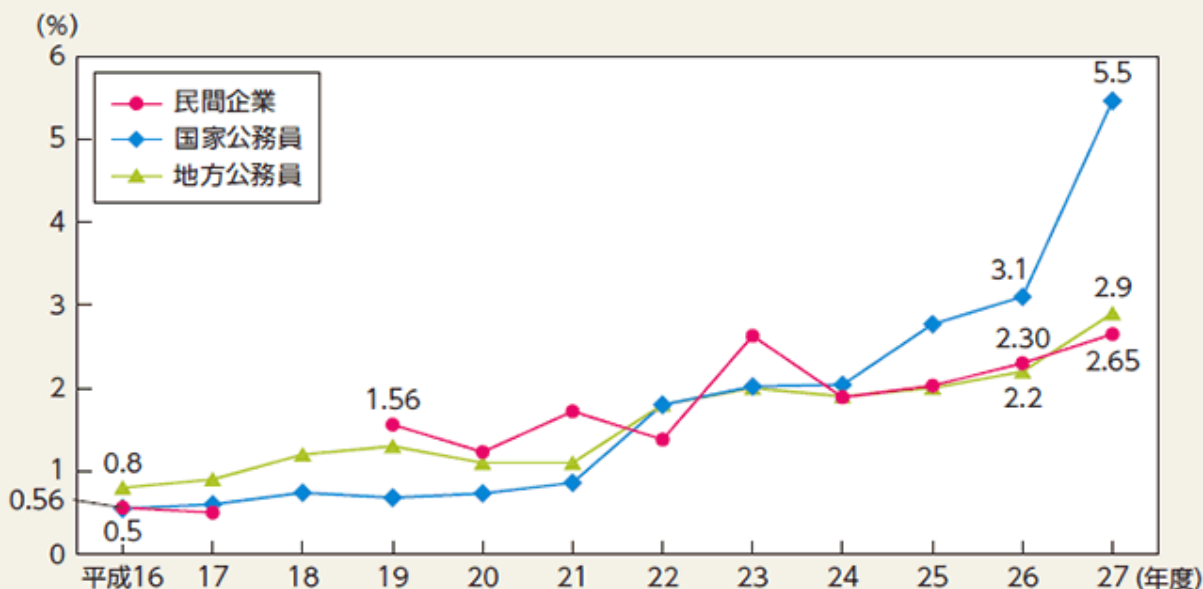


平成 27 年度における男性の育児休業取得率は、民間企業が 2.65%、国家公務員が 5.5%、地方公務員が 2.9%で、上昇傾向にあります。しかし、いずれも女性（民間企業 81.5%、国家公務員 100.3%、地方公務員 97.5%）と比較すると、依然として低水準にあり、男女間で大きな差があります。

男性の配偶者出産休暇取得率は、国家公務員が 73.1%（平成 27 年度、前年度は 70.1%）、地方公務員が 64.3%（26 年度）であり、男性の育児参加のための休暇取得率は、国家公務員が 43.5%（27 年度、前年度は 36.1%）、地方公務員が 21.7%（26 年度）でした。経年比較可能な国家公務員について見ると、いずれも前年度より増加しました。

政府は「2020年までに男性の育児休業率を 13%とする」ことを目標にしています。

I-3-10図 男性の育児休業取得率の推移



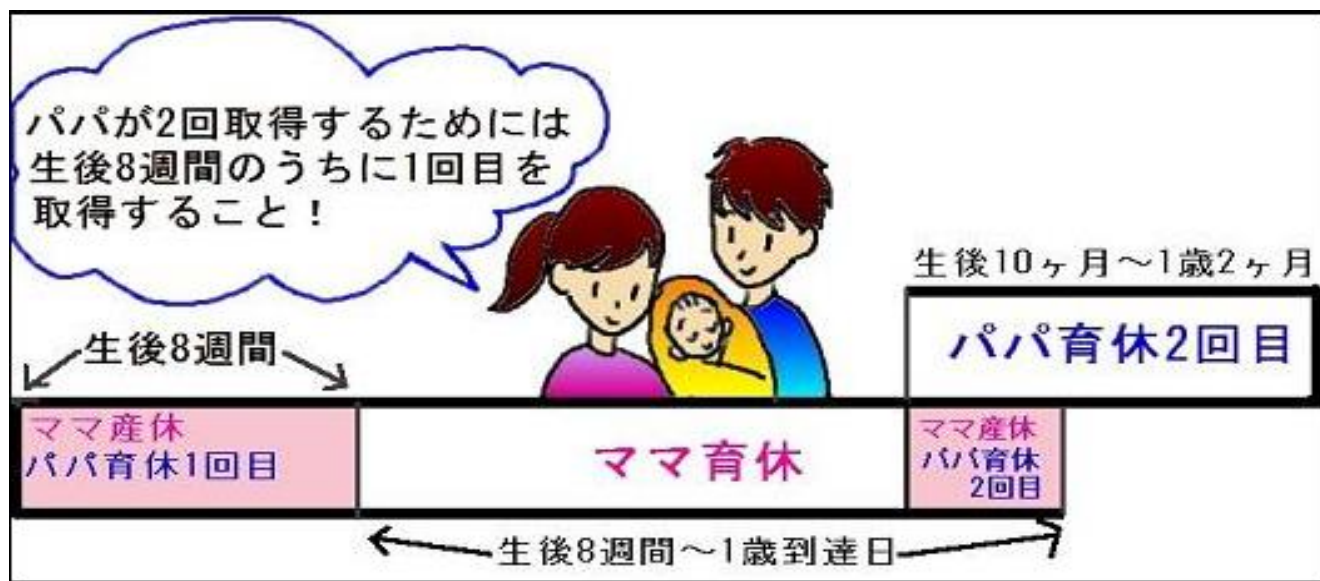
- (備考) 1. 国家公務員は、平成22年度までは総務省・人事院「女性国家公務員の採用・登用の拡大状況等のフォローアップの実施結果」、23年度から25年度は「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業の取得状況のフォローアップ」、26年度及び27年度は内閣官房内閣人事局「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ」より作成。
2. 地方公務員は、総務省「地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果」より作成。
3. 育児休業取得率の算出方法は、当該年度中に子が出生した者の数に対する当該年度中に新たに育児休業を取得した者（再度の育児休業者を除く）の数の割合
4. 東日本大震災のため、国家公務員の22年度値は、調査の実施が困難な官署に在勤する職員（850人）を除く。地方公務員の22年度値は、岩手県の1市1町、宮城県の1町を除く。

(参考) 男女共同参画白書 平成 29 年度版

<http://www.gender.go.jp/about/danjo/whitepaper/h29/zentai/index.html> (内閣府ホームページ)

## 「パパ・ママ育休プラス」

「パパ・ママ育休プラス」とは、両親がともに育児休業を取得する場合に、育児休業の対象になる子の年齢について「原則 1 歳まで」となるところを「原則 1 歳 2 ヶ月まで」に延長する制度のことです。平成 27 年度の「パパ・ママ育休プラス」利用割合は、育児休業後の復職者のうち、女性は、1.9%、男性は 3.0%でした。



☆ 男性の育休取得率が低いのはどうしてでしょうか？

- 「職場が育休を取得しづらい雰囲気だったから」
  - 「育休中の収入が下がる」
  - 「上司・同僚からパタハラ（パタニティー・ハラスメント）を受ける」
- ※平成 29 年 1 月 1 日施行された「育児・介護法の改正」により、パタハラを防止する措置を講ずることが事業主へ新たに義務付けられました。

厚労省が始めたイクメンプロジェクト

### 「イクメン企業アワード」・「イクボスアワード」

毎年、厚生労働省では、男性の仕事と育児の両立を積極的に促進し、業務改善を図る企業を表彰する「イクメン企業アワード」と、部下の仕事と育児の両立を支援する管理職＝「イクボス」を企業などからの推薦によって募集・表彰する「イクボスアワード」を実施しています。

☆ 「イクメン企業アワード 2016」グランプリ受賞された 2 社を紹介します。

【株式会社丸井グループ】

2012 年度に最大 7 日間有休を取得できる短期育児休職制度を導入。2014 年度にグループ幹部参集の会議で男性の育児休職取得促進を呼びかけ、育児休職取得率が大幅に上昇しました。

2013 年度 13.8% ⇒ 2015 年度 65.5% !

【リコーリース株式会社】

2015 年度より育児休業を一部有給化し、「育メン・チャレンジ休暇制度」を導入した結果、育児休業取得率が大幅に上昇しました。

2013 年度 20% ⇒ 2015 年度 76.5% !

参考：<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000137957.html>（厚生労働省ホームページ）

第4回

# ファザー・オブ・ザ・イヤー

in みえ

みえの育児男子プロジェクト

**募集!**

## わが家の“パパの子育て”教えて!

同時開催 みえの育児男子フォトコンテスト

Instagramでも募集!

自薦・他薦どちらでもOK!

**募集部門** みんなの“パパの子育て”エピソードを募集します!

<p><b>01</b></p> <p><b>パパの育休部門</b></p> <p>取得のきっかけや仕事面での工夫、育休前後でこんな変化があったなど育休を取得したパパのエピソードを大募集!</p>	<p><b>02</b></p> <p><b>みんなの子育てエピソード部門</b></p> <p>短時間でできる家事・育児、仕事と家庭の両立の工夫など男性の育児にまつわるエピソードを大募集! ちょっとしたエピソードでも大歓迎です!</p>	<p><b>03</b></p> <p><b>わが社のイクボス部門</b></p> <p>職場で部下の仕事と家庭の両立を応援してくれるステキな経営者・上司・先輩など男女を問わず大募集!</p>
--	---	--

応募締切 平成29年8月31日(木) 必着

大賞に選ばれた方には家族で楽しめる宿泊券をプレゼント!

伊賀の里 モクモク手づくりファーム

NEMU HOTEL & RESORT

里創人 熊野倶楽部

主催：三重県 後援：三重労働局

協賛：伊賀の里 モクモク手づくりファーム・NEMU HOTEL & RESORT・里創人 熊野倶楽部

三重県内に在住または通勤・通学をしている方 (男性・女性問わず応募いただけます。)

より多くの共感を得られた方々を、第4回「ファザー・オブ・ザ・イヤー in みえ」大賞及び部門賞として表彰します。(表彰式の詳細は、後日お知らせします。)

〒514-8570 津市広明町13  
三重県健康福祉子ども・家庭局 少子化対策課  
TEL：059-224-2304 FAX：059-224-2270  
Mail：shoshika@pref.mie.jp

みえの育児男子プロジェクト 検索

### 6月は「みえの育児男子推進月間」

平成28年度三重県内の10人以上の企業の男性育児休業取得率は3.9%で、31年度までに14%引き上げる目標設定をしています。

このため、県では率先して県庁内の取得率向上に努めており、県職員の取得率は、24年度は4.9%だったが、28年度は22%と大きく伸ばしています。

県では、少子化対策の重点的な取組の一つである男性の育児参画を推進する「みえの育児男子プロジェクト」として、第4回「ファザー・オブ・ザ・イヤー in みえ」を平成29年6月1日(木)から平成29年8月31日(木)まで、「みえの育児男子親子キャンプ」参加者を6月1日(木)から7月31日(月)まで募集しています。

詳しくはこちらから↓ (三重県ホームページ)

ファザー・オブ・ザ・イヤー in みえ [http://www.pref.mie.lg.jp/D1KODOMO/000117896\\_00003.htm](http://www.pref.mie.lg.jp/D1KODOMO/000117896_00003.htm)

みえの育児男子親子キャンプ <http://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0016300082.htm>

### 男女共同参画週間の啓発を行いました!

去る6月23日から29日までは、男女共同参画週間でした。名張市では、街頭啓発やパネル展を行いました。

街頭啓発は、6月23日(金)に市内の駅やスーパー8か所で実施し、「男女共同参画」について知っていただくために作成したポケットティッシュを配布しました。パネル展は、やなせ宿と市役所ロビーで開催しました。

#### 《街頭啓発の様子》



《パネル展の様子》  
市役所ロビー(左)  
やなせ宿(右)



# 2017年 8月の相談日程

名張市男女共同参画センター

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
					女性弁護士 による法律相談 10:00~12:00 13:00~15:00	
				女性のための相談 13:00~16:00	女性のための相談 13:00~16:00	女性のための相談 13:00~16:00
6	7	8	9	10	11	12
	休館日	人権相談 13:30~16:00		男性のための相談 17:00~19:00		
			女性のための相談 9:00~12:00	女性のための相談 9:00~12:00		
13	14	15	16	17	18	19
	休館日	人権相談 13:30~16:00		メンタルヘルス相談 10:00~12:00		
				女性のための相談 13:00~16:00	女性のための相談 13:00~16:00	女性のための相談 13:00~16:00
20	21	22	23	24	25	26
	休館日	メンタルヘルス相談 13:00~16:00				
			女性のための相談 9:00~12:00	女性のための相談 9:00~12:00	女性のための相談 9:00~12:00	
27	28	29	30	31	●予約電話 63-5336	
	休館日					

女性のための相談 ※祝日はお休みです。	毎月 第1・第3週 木・金・土曜日	午後1時~4時	予約優先 電話相談可
	第2・第4週 水・木・金曜日	午前9時~正午	
女性弁護士による 法律相談	毎月 第1 金曜日	午前10時~正午	要予約 面談
		午後1時~3時	
男性のための相談	毎月 第2 木曜日	午後5時~7時	予約優先 電話相談可
メンタルヘルス相談 (男女共)	毎月 第3 木曜日	午前10時~正午	要予約 面談
	第4 火曜日	午後1時~4時	
人権相談	毎月2回 ※詳しくは、名張市人権センター(☎63-0018)へお問い合わせ下さい。		要予約 面談

「参画」と「参加」は違います！



## 「参画」とは

政策、事業などの計画づくりや意思決定の段階から加わるという意味をもっています。女性が社会に参画するということは、しっかりと自分個人の考えを持ち意思を示せることが大切です。



## 「参加」とは

目的をもつ集まりに仲間として加わることです。



## 名張市男女共同参画センター

三重県名張市希中央  
5番町19番地  
Navarie2階  
名張市市民情報交流センター内



Tel 0595-63-5336

Fax 0595-63-5326

e-mail [danjo-center@emachi-nabari.jp](mailto:danjo-center@emachi-nabari.jp)

<http://www.emachi-nabari.jp/danjo-center/>

ご意見・ご感想をお聞かせください。